

「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」及び「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約」に係る統合条文

この文書は、日本国及びルーマニアによって2017年6月7日に署名された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（以下「B E P S防止措置実施条約」という。）によって修正される、1976年2月12日に署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約」（以下「条約」という。）の適用に関する統合条文を示すものである。

この文書は、日本国によって2018年9月26日に、及びルーマニアによって2022年2月28日に寄託者（経済協力開発機構事務総長）にそれぞれ提出された留保及び通告に基づいて作成されている。

この文書の唯一の目的は、条約に対するB E P S防止措置実施条約の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。条約及びB E P S防止措置実施条約の正文のみが、適用可能な法的文書である。

条約の規定について適用されるB E P S防止措置実施条約の規定は、この文書の全体を通じ、条約の関連する規定の箇所において、枠の中に示されている。

この文書においては、B E P S防止措置実施条約において用いられる語句が条約において用いられる語句に適合するようにするため、B E P S防止措置実施条約の規定の条文に対して変更が加えられている（例えば、「対象租税協定」が「条約」に、「当事国」が「締約国」に変更されている）。同様に、B E P S防止措置実施条約の規定のうち条約の既存の規定を記述する部分に対し、その記述的な文言を既存の規定の条項番号に代える変更が加えられている。これらの変更は、この文書の読みやすさを向上させるためのものであり、B E P S防止措置実施条約の規定の内容を変更することを意図するものではない。

条約の規定の引用は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、B E P S防止措置実施条約の規定によって修正される条約の規定を引用しているものとして理解されなければならない。

BEPS防止措置実施条約の効力発生及び適用開始

BEPS防止措置実施条約は、日本国について2019年1月1日に、及びルーマニアについて2022年6月1日に効力を生じ、次のとおり適用される。

BEPS防止措置実施条約の規定は、条約の各締約国において、次のものについて適用される。

(a) 日本国においては、

- (i) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、ルーマニアが行う通告であって、条約についてBEPS防止措置実施条約の規定の適用を開始するための国内手続が完了した旨のものを寄託者が受領した日の後30日を経過した日以後に開始する年の初日以後に生ずる課税事象
- (ii) 日本国によって課されるその他の全ての租税については、ルーマニアが行う通告であって、条約についてBEPS防止措置実施条約の規定の適用を開始するための国内手続が完了した旨のものを寄託者が受領した日の後30日を経過した日から6か月の期間が満了した時以後に開始する課税期間に関して課される租税

(b) ルーマニアにおいては、

- (i) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、ルーマニアが行う通告であって、条約についてBEPS防止措置実施条約の規定の適用を開始するための国内手続が完了した旨のものを寄託者が受領した日の後30日を経過した日以後に開始する年の初日以後に生ずる課税事象
- (ii) ルーマニアによって課されるその他の全ての租税については、ルーマニアが行う通告であって、条約についてBEPS防止措置実施条約の規定の適用を開始するための国内手続が完了した旨のものを寄託者が受領した日の後30日を経過した日から6か月の期間が満了した時以後に開始する年の1月1日以後に開始する課税期間に関して課される租税

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約

日本国政府及びルーマニア社会主義共和国政府は、

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第六条 3 に規定する段落は、条約の前文に加わる。

第六条 対象租税協定の目的

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

~~所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第六条 1 に規定する段落は、「所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、」に言及する条約の前文の文言に代わる。

第六条 対象租税協定の目的

条約の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（両締約国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁(あさ)りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第三条 1（同条 3 の規定による修正のもの）の規定は、条約について適用される。

第三条 課税上存在しない団体

- 1 条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

第二条

- 1 この条約の対象である租税は、次のものとする。
 - (a) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税(以下「日本国の租税」という。)
 - (b) ルーマニアにおいては、
 - (i) 賃金又は給料、文学上、美術上、又は学術上の活動から生ずる所得及び出版物への寄稿、興行、調査その他これらに類する活動から生ずる所得に対する租税
 - (ii) 非居住者である個人及び法人の所得に対する租税
 - (iii) 混合法人の所得に対する租税
 - (iv) 商業、自由業その他の生産的活動から生ずる所得並びに国営企業及び混合法人以外の企業が取得する所得に対する租税
 - (v) 建物及び土地の賃貸から生ずる所得に対する租税
 - (vi) 農業活動から生ずる所得に対する租税
 - (vii) 消費協同組合及び手工芸協同組合の所得に対する租税(以下「ルーマニアの租税」という。)
- 2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一の又はこれと実質的に類似するもの（国税であるか地方税であるかを問わない。）についても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

- 3 この条約は、船舶又は航空機を運用する企業に関しては、第八条2に規定する租税についても、また、適用する。

第三条

- 1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
- (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。
 - (b) 「ルーマニア」とは、ルーマニア社会主義共和国をいう。
 - (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はルーマニアをいう。
 - (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はルーマニアの租税をいう。
 - (e) 「者」には、法人及び法人以外の団体を含む。
 - (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
 - (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
 - (h) 「国民」とは、
 - (i) 日本国に関しては、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。
 - (ii) ルーマニアに関しては、ルーマニアのすべての市民並びにルーマニアにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人及び団体をいう。
 - (i) いずれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
 - (j) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（船舶又は航空機が他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される場合の運送を除く。）をいう。
- 2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に関する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

- 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。この用語には、当該一方の締約国内の源泉から所得を取得する場合に限り当該一方の締約国において課税される個人を含まない。
- 2 1の規定によつて双方の締約国の居住者となる個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。
- ~~3 1の規定によつて双方の締約国の居住者となる者で個人以外のものは、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第四条1（同条3(e)の規定による修正の後のもの）の規定は、条約第四条3の規定に代わる。

第四条 双方居住者に該当する団体

- 1 条約第四条1の規定によつて両締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意によつて、条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条

- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つているものをいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 管理所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所

- (g) 建築工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月を超える期間存続するもの
- 3 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。
 - (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は販売契約に基づく引渡しのためにのみ施設を使用すること。
 - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
 - (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
 - (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (e) 企業のために広告、情報の提供、科学的調査その他これらに類する準備的又は補助的な性質の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - 4 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者（5の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）であつて、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使するものは、当該一方の締約国内の恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。
 - 5 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行うものを通じて他方の締約国内で事業活動を行つているという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。
 - 6 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内で恒久的施設を通じ若しくは通じないで事業を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

第六条

- 1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は

採取の権利の対価として料金（その金額が確定しているかどうかを問わない。）を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行うために使用される不動産から生ずる所得についても適用する。

第七条

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- 3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用でその恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか他の場所において生じたかを問わず、損金に算入することを認められる。
- 4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行われている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。
- 5 恒久的施設が企業のために行つた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得も、その恒久的施設に帰せられることはない。
- 6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

- 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得については、他方の締約国において租税を免除する。
- 2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ルーマニアの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でルーマニアにおいて今後課されることがあるものを免除される。
- 3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、また、適用する。

第九条

- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合
- であつて、そのいずれの場合においても、双方の企業の間、その商業上又は資金上の関係において独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十七条1の規定は、条約について適用される。

第十七条 対応的調整

- 1 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるとき

は、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条

- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、その配当の金額の十パーセントを超えないものとする。
この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- 3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内にその配当の支払の基因となつた株式その他の持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に対していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得に対して留保所得税を課することができない。

第十一条

- 1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントを超えないものとする。

- 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内で生ずる利子であつて、他方の締約国の政府（地方公共団体を含む。）、当該他方の締約国の中央銀行又はその政府が所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府（地方公共団体を含む。）、当該他方の締約国の中央銀行若しくはその政府が所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。
- 4 この条において、「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びこのような債権について償還された金額のうち融通された金額を超える部分並びにその他の所得でそれが生じた締約国の税法上貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。
- 5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子の生じた他方の締約国内にその利子を生じた債権と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 6 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。
- 7 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その関係がないとしたならば支払者及び受領者が合意したとみられる金額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

- 1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、文化的使

用料にあつてはその金額の十パーセントを、工業的使用料にあつてはその金額の十五パーセントをそれぞれ超えないものとする。

- 3 (a) 2において、「文化的使用料」とは、文学上、美術上又は学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権の使用又は使用の権利の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。
- (b) 2において、「工業的使用料」とは、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内にその使用料を生じた権利又は財産と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 5 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料を当該恒久的施設が負担するときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。
- 6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その関係がないとしたならば支払者及び受領者が合意したとみられる金額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

- 1 第六条2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行うため他方の締約国において使用することができる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企

業全体とともに行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。) に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- 3 一方の締約国の居住者が 1 及び 2 に規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

- 1 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に関して取得する所得に対しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該課税年度を通じて合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有するか又は当該他方の締約国内に前記の期間滞在する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じ当該他方の締約国内において取得される部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

- 1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行われる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1 の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務について取得する報酬に対しては、次の (a) から (c) までのことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (a) その報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期

間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家はその者としての個人的活動によつて取得する所得に対しては、その芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府の間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

2 芸能人又は運動家のその者としての個人的活動に関する所得がその芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、その所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、その芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府の間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

- 1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又はその地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又はその地方公共団体によつて支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (b) もつとも、当該役務が他方の締約国において提供され、かつ、そのような報酬の受領者が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (i) 当該他方の締約国の国民
 - (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの
- 2 (a) 一方の締約国又はその地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくはその地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくはその地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (b) もつとも、そのような退職年金の受領者が他方の締約国の国民であり、かつ、当該他方の締約国の居住者である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 3 一方の締約国又はその地方公共団体が行う営業又は事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

- 1 大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他

方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に係る報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十一条

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の技術的経験を習得するため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、給付については、それが当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限るものとし、所得については、それが当該一方の締約国内で提供される人的役務について受け取るものであつて、一課税年度において六十万円又はルーマニア・レイによるその相当額を超えないものである場合に限る。

第二十二条

- 1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、
 - (a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてルーマニアにおいて租税を課される所得をルーマニアにおいて取得するときは、その所得について納付されるルーマニアの租税の額は、その居住者に対して課される日本国の租税から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に対応する部分を超えないものとする。
 - (b) ルーマニアにおいて生ずる所得が、ルーマニアの居住者である法人がその議決権のある株式又はその発行した全株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払う配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するルーマニアの租税を考慮に入れる。
- 2 ルーマニア以外の国において納付される租税をルーマニアの租税から控除することに関するルーマニアの法令に従い、

ルーマニアの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を日本国において取得するときは、その所得について納付される日本国の租税の額は、その居住者に対して課されるルーマニアの租税から控除する。ただし、その控除の額は、ルーマニアの租税の額のうち

ちその所得に対応する部分を超えないものとする。

ルーマニアの国営企業が国家予算に納付する利得は、ルーマニアの租税とみなす。

第二十三条

- 1 一方の締約国の国民は、いずれかの締約国の居住者であるかどうかを問わず、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。
この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務づけるものと解してはならない。
- 3 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。
- 4 この条において、「租税」とは、すべての種類の税をいう。

第二十四条

- ~~1 一方の締約国の居住者は、いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める場合には、それらの締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対しその事案について申立てをすることができる。~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十六条1の第一文の規定は、条約第二十四条1の規定に代わる。

第十六条 相互協議手続

一方又は双方の締約国の措置により条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十六条1の第二文の規定は、条約について適用される。

第十六条 相互協議手続

当該申立ては、条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

- 2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、適当な解決を与えることができない場合には、この条約に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するように努める。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十六条2の第二文の規定は、条約について適用される。

第十六条 相互協議手続

成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十五条

- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に関する両締約国の国内法令（当該国内法令に基づく課税がこの条約に適合する場合に限る。）を実施するために必要な情報を交換する。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約の対象である租税の賦課及び徴収に関与する者（当局を含む。）以外のいかなる者（当局を含む。）にも開示してはならない。
- 2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。
 - (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令又は行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
 - (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。
 - (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十六条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第七条1の規定は、条約について適用される。

第七条 条約の濫用の防止

- 1 条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十七条

- 1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにブカレストで交換されるものとする。
- 2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

第二十八条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、双方の締約国において、その終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百七十六年二月十二日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
宮澤喜一

ルーマニア社会主義共和国政府のために
N・フィナンツ